

肝炎問題の早期全面解決とウイルス性肝炎持続感染者の早期救済を求める意見書の提出について

肝炎問題の早期全面解決とウイルス性肝炎持続感染者の早期救済を求める意見書を次のとおり提出する。

平成18年10月6日提出

提出者 市 会 議 員 全 員

平成 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣
総務大臣、厚生労働大臣 あて

京 都 市 会 議 長 名

肝炎問題の早期全面解決とウイルス性肝炎持続感染者の早期救済を求める意見書

我が国には、C型肝炎持続感染者がおよそ200万人、B型肝炎持続感染者がおよそ150万人もいると言われ、ウイルス性肝炎は正に国民病である。しかも、その多くが、輸血、血液製剤の投与、予防接種における注射針や筒の不交換などの不潔な医療行為による感染、すなわち医原性によるものと言われている。

B型肝炎については、集団予防接種によるB型肝炎ウイルス感染被害者が、国を被告として損害賠償を求めた訴訟の最高裁判決が本年6月16日に言い渡され、最高裁判所で国の行政責任が確定した。また、C型肝炎についても、血液製剤の投与によるC型肝炎ウイルス感染被害者が、国と製薬企業を被告として損害賠償を求めた薬害肝炎訴訟の大阪地裁判決が本年6月21日に、福岡地裁判決が本年8月30日に言い渡され、これらのいずれの判決でも国の行政責任と製薬企業の不法行為責任が認められた。

このように、司法の場では、ウイルス性肝炎の医原性について、国の政策の過ちが明確に認定されている。

B型、C型肝炎は、慢性肝炎から肝硬変、肝臓がんに移行する危険性の高い深刻な病気である。肝臓がんの年間死亡者数約3万人の9割は、B型、C型肝炎持続感染者と言われている。このような事態にかんがみれば、政府は、係争中の訴訟を直ちに終了させ、全てのウイルス性肝炎持続感染者の救済を実現するための諸施策に直に取り掛かるべきである。

よって国におかれては、肝炎持続感染者救済のため、緊急に下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 薬害肝炎訴訟を直ちに終結し、適切な賠償を実施すること。
- 2 フィブリノゲン製剤及び血液凝固第IX因子製剤を納入した全医療機関に対して、持続感染者の追跡調査を指示し、特定された持続感染者に対して、投与事実の告知と感染検査の勧奨を指導し、その結果を速やかに公表すること。
- 3 集団予防接種の被害実態調査を行い、適切な対応を取ること。
- 4 以下の対策を実施すること。
 - ① ウイルス検診体制の拡充と検査費用の負担軽減をすること。
 - ② ウイルス性肝炎の治療体制の整備、とりわけ治療の地域格差の解消に努めること。
 - ③ ウイルス性肝炎治療の医療費援助及び治療中の生活支援策を実施すること。
 - ④ ウイルス持続感染者に対する偏見や差別を一掃するため、更なる正しい知識の普及啓発を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。